

事 務 連 絡

平成26年4月15日

各 都道府県 消費生活協同組合主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課 消費生活協同組合業務室

「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大に関する周知について（国税庁より）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第5号）により印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「領収書」等の「金銭又は有価証券の受領書」については、記載された受取金額が5万円未満のものが非課税とされることになりました。

昨年の改正法成立以来、国税庁において別添のパンフレットを作成し周知、広報を図っているところですが、今般、当省に対しても所管する業界団体等に対する改正内容の周知について協力依頼があったところです。

つきましては、貴管内の消費生活協同組合（連合会）に対する本パンフレットの改正内容の周知について、ご協力をお願いします。

また、本パンフレットについては、国税庁ホームページ（下記URL）に掲載されておりますので、ご参照、ご活用ください。

記

（参考） 国税庁ホームページ「平成26年4月1日以降、「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されています」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h26/ryoshusho/index.htm>